

## 焼津市告示第149号

令和6年度水産加工業衛生管理強化対策支援事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和6年4月15日

焼津市長 中野 弘道

### 令和6年度水産加工業衛生管理強化対策支援事業補助金交付要綱

#### 第1 趣旨

市長は、焼津市の水産業の維持、安定及び発展を図るため、水産加工業衛生管理強化対策事業を実施する水産加工業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### 第2 定義

この要綱において「水産加工業衛生管理強化対策事業」とは、水産加工業者が生産及び流通に関する施設（事務所を除く。）について衛生管理機能の強化を行う事業をいう。

#### 第3 補助対象及び補助額

##### (1) 補助対象事業者

焼津市内に事業所を有する水産加工業者であって、市税の納税義務者にあつては、市税を完納しているもの又は完納していない分につき徴収の猶予を受けているものとする。

##### (2) 補助対象経費

水産加工業衛生管理強化対策事業に要する修繕費、設備購入費及び工事費とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

##### (3) 補助額

(2)に掲げる経費の2分の1以内の額とし、500,000円を限度とする。

#### 第4 交付の申請

##### (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（第1号様式）

イ 事業計画書（第2号様式）

ウ 収支予算書（第3号様式）

エ 住民票の写し（個人又は法人格のない団体の代表者に限る。）

オ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人又は法人格のない団体である場合に限る。）

カ 見積書の写し

キ 整備しようとする施設の設置箇所図、カタログ等の写し等

(2) 提出期限 令和7年1月31日

## 第5 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
    - (ア) 施行場所の変更
    - (イ) 事業量の20パーセントを超える変更
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

## 第6 変更承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（第4号様式）
- イ 変更事業計画書（第2号様式）
- ウ 変更収支予算書（第3号様式）
- エ 変更設計図書（設計変更を伴う工事を実施する場合に限る。）

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 実績報告書（第5号様式）
  - イ 事業実績書（第2号様式）
  - ウ 収支決算書（第3号様式）
  - エ 領収書等又はその写し
  - オ 事業が完了したことが分かる写真

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和7年3月17日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手續

- (1) 提出書類 1部
  - 請求書（第6号様式）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して20日を経過した日まで

第9 概算払の承認申請

提出書類 各1部

ア 概算払承認申請書（第7号様式）

イ 工事等出来高明細書（第8号様式）

ウ 資金状況調べ（第9号様式）

第10 概算払請求手続

提出書類 1部

概算払請求書（第6号様式）

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第10号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。